

単身赴任手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第63号

単身赴任手当規則の一部を改正する規則

単身赴任手当規則（平成 2 年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「公署を」を「総務局長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であり、かつ、公署を」に改め、「移転」の次に「に伴い支給要件（条例第11条の 3 第 1 項に規定する職員たる要件又は第 5 条各号に規定する職員たる要件をいう。以下同じ。）を具備するに至った場合にあっては、当該異動又は公署の移転」を加え、「であって、総務局長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上」を削る。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 新たに条例附則第13項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第 3 号）第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第 2 条に規定

するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第5条第7号を次のように改める。

- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」とあるのを「新たに条例第5条第1項若しくは附則第13項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となったこと」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「給料表の適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第7条第1項中「条例第11条の3第1項に規定する職員たる要件又は第5条各号に規定する職員たる要件（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の単身赴任手当規則第5条第1号及び第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに条例第5条第1項若しくは附則第13項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）第5条第1項に規定する給料表又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則別表第1若しくは附則別表第2の給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（単身赴任手当規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 単身赴任手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第104号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の」を削り、「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項」を「条例附則

第13項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）第5条第1項に規定する」に、「附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項」を「附則別表第1又は附則別表第2の」に、「法第22条の4第1項」を「条例第5条第1項若しくは附則第13項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第1項に規定する」に改める。